

第 157回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第157回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和3年8月13日（金）午後1時34分～午後3時00分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター第一会議室

3 議題

午後1時34分開会

○高橋委員長 本日も夏の暑い中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。
また、今日もコロナの関係で、ウェブ会議及び電話会議で開催いたします。

現在8名の委員が御出席でございますので、定足数は充足しております。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 事務局から、資料確認の方させていただきます。配付資料は、事前にお送りしているものといたしまして、審議順に令和3年審第6号、7号、8号、第9号の4点と、追加配付資料として、審第9号の資料4-3、審第3号の資料5の2点になります。

以上です。

○高橋委員長 確認いたします。契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は、継続が8件、形式ありますので、形式的には8件でございますが、実質は5件ということになります。

では、早速ですが、最初の令和3年審第6号、資料1-1の審議に入ります。理事長意見は3年間の契約締結拒絶期間ということでございますが、では事案の説明を室長、お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審6号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、次、令和3年審第7号、資料2でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審7号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 審第8号、資料3でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審8号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 令和3年審第9号

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和3年審9号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、次回以降の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、今後の予定についてお話しいたします。

9月の審査委員会については、9月10日に予定しておりましたが、今回、休会となります。

次回は10月8日、10月8日、午後1時半から予定させていただいております。

資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので御確認ください。

よろしくをお願いいたします。

○高橋委員長 事件の方は平均的に出てくるわけではございませんで、次回、9月10日の期間ですと、審議に付すべき事件がないということでございます。しかし、その後の10月8日は結構ありそうだということでございまして、それがちょっと9月の方に回っていけば平均化できたんですが、どうもそうもいきませんので、9月10日は休会とさせていただきます、次回は10月8日、金曜日、1時半ということになります。

ウェブ会議かどうかは、また追ってお知らせ申し上げます。

ほかに特に事務連絡、その他はありませんね。

委員の方々からは、何かございませんか。大丈夫ですか。

それでは、157回、審査委員会、終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時00分閉会